

養子縁組による相続対策 ～養子縁組による相続税の軽減効果～ その6

10月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説しています。今回は、養子縁組による相続税の軽減効果について解説します。

相続対策や相続税等の計算において、養子縁組は届け出たその日から効力が発生することから、即効性のある対策といえます。養子縁組により得られる効果で主なものは次のとおりです。

1. 遺産に係る基礎控除額の計算

相続税の総額を計算する場合に課税価格の合計額から控除することができる基礎控除額は、平成27年1月1日以後に開始した相続から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で計算されるため、養子縁組により法定相続人が増えることで基礎控除額も増加することとなります。

2. 相続税の総額を計算する場合の累進税率の緩和

相続税の総額は、課税遺産総額を法定相続分に従って分けたものとみなした場合における各取得金額に累進税率を適用して計算します。したがって、養子縁組により法定相続人が増えることで適用される累進税率が低くなり、相続税が軽減されます。

【設例】

1. 被相続人 父（令和5年4月死亡）
2. 相続人 母と子1人
3. 相続財産 5億円
4. 遺産分割 法定相続分どおり相続する。なお、母の固有の財産はないものと仮定する。
5. 養子縁組 子の配偶者を養子縁組した場合の効果の確認（単位：万円）

	第一次相続（父の相続）		第二次相続（母の相続）	合計税額
	母の相続税	子の相続税	子の相続税	
母と子1人	0	7,605	6,930	14,535
母と子2人	0	6,555	4,920	11,475
軽減効果額	—	1,050	2,010	3,060

父が養子縁組をしていれば、第一次相続において1,050万円、第二次相続では2,010万円、通算相続税では、3,060万円相続税が軽減されます。

3. 生命保険金等・退職手当金等の非課税限度額の計算

相続人が受け取った生命保険金等及び退職手当金等については、それぞれ「500万円×法定相続人の数」まで非課税とされています。養子縁組により法定相続人が増えることで非課税限度額も増加することとなります。

なお、上記1から3までの法定相続人には、相続の放棄があった場合にはなかったものとし、養子がいる場合に、原則として実子がいる場合には1人まで、実子がいない場合には2人までとして計算した人数によることとされます。

4. 相次相続控除

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人の相続税額から、一定の金額を控除します。相次相続控除が受けられるのは、相続人に限定されていますので、相続の放棄をした人及び相続権を失った人がたとえ遺贈により財産を取得しても、この制度は適用されません。

そのため、養子縁組によって相続人として財産を取得すれば、相次相続控除の対象者となることができます。

5. 未成年者控除・障害者控除

未成年者控除や障害者控除は、相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続又は遺贈に係る被相続人の法定相続人に該当し、かつ、未成年者（制限納税義務者を除きます。）又は障害者（非居住無制限納税義務者及び制限納税義務者を除きます。）に該当する場合に適用される税額控除で、未成年者については10万円に18歳に達するまでの年数を乗じて算出した金額を、障害者については10万円（特別障害者は20万円）に85歳に達するまでの年数を乗じて算出した金額をそれぞれ控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とするとしています。その場合に、控除を受けることができる金額がその控除を受ける者の相続税額を超えるとき（控除不足額があるとき）は、その控除不足額を扶養義務者の相続税額から控除できることとしています。

（文責： 山本和義）